第１章　計画の基本的な考え方

１　地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが安心して暮らせるよう地域住民・団体・福祉関係者がお互いに協力して、地域の生活課題の解決に取り組むことです。

我が国の福祉サービスは、その時々に高まったニーズに応じ、生活困窮者対策、児童福祉、障害福祉、高齢福祉など分野ごとに整備され、充実・発展してきました。

しかし、人々のニーズが多様化、複雑化する中、分野をまたいだ複合的な課題や制度の谷間にあって対応できない課題が生じてきています。また、地域住民により発見された問題が行政や専門機関にスムーズにつながらず、結果として対応が遅れてしまうといった制度のアクセスのしにくさも課題となっています。

これからの社会では、こうした新たな課題に対しても地域福祉の仕組みにより、身近な地域で活動している区民・団体・福祉関係者と行政機関である区が協働して、互いの強みを生かしながら解決に取り組んでいくことが大切です。

地域福祉を推進し、誰もが安心して心豊かに暮らせる社会の実現を目指します。

2　計画策定の目的

練馬区は、区の地域福祉の基本的な理念・考え方、そして、その推進体制を明確化し、地域福祉を計画的に進める必要から、平成 18　年 3 月に「地域福祉計画～いきいき福祉プラン～」を策定しました。平成 28 年3月には、地域福祉の推進と福祉のまちづくりを総合的・一体的に進めるため、これまで個別に策定されていた「地域福祉計画」と「福祉のまちづくり総合計画」を統合し、「地域福祉・福祉のまちづくり総合計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」を策定し、令和2年3月には、成年後見制度の利用促進計画を新たに加え、「練馬区地域福祉計画　ずっと住みたい　やさしいまちプラン（令和2年度～令和6年度）」を策定しました。地域が抱える課題が複雑化・多様化する中、「区民との協働」「福祉サービスの利用」「誰もが安心して社会参加できるまち」「権利擁護の利用」に関する施策を進めてきました。

近年、少子高齢化の進行や家族形態、地域社会の変化等により、私たちを取り巻く環境は大きく変わってきました。こうした中で発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域のつながりの希薄化に拍車をかけ、社会的な孤独・孤立の問題が顕在化しています。

区は、これまで、区政を更に前に進めるため、あらゆる分野で新たな取組を展開してきました。そして、その政策を着実に継続・発展させるため、令和6年度から区の新たな総合計画である「第3次みどりの風吹くまちビジョン」がスタートしました。このビジョンのもと、地域福祉を推進するため、課題に対応する施策を総合的に進めていきます。地域で区民や関係者と区が協働で取り組んでいけるよう、「練馬区地域福祉計画　みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまちプラン」を策定します。

本計画は、これまでの理念を引き継ぎ、取組の成果を生かすとともに、社会状況の変化により顕在化した新たな課題に対応するため、新たに2つの計画を包含します。

複雑化・複合化した課題を抱える世帯を必要な支援につなげ、分野を横断して一体的に取り組むための「重層的支援体制整備事業実施計画」、犯罪をした人の円滑な社会復帰を後押しし、安全・安心な地域社会をつくるための「再犯防止推進計画」を加え、地域福祉を推進していきます。

3　計画の位置づけ

○社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画
○練馬区福祉のまちづくり推進条例第７条に規定する「福祉のまちづくりの推進に関する計画」
○成年後見制度利用促進法第 14 条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」
○社会福祉法第 106 条の５に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」
○再犯防止推進法第８条に規定する「地方再犯防止推進計画」

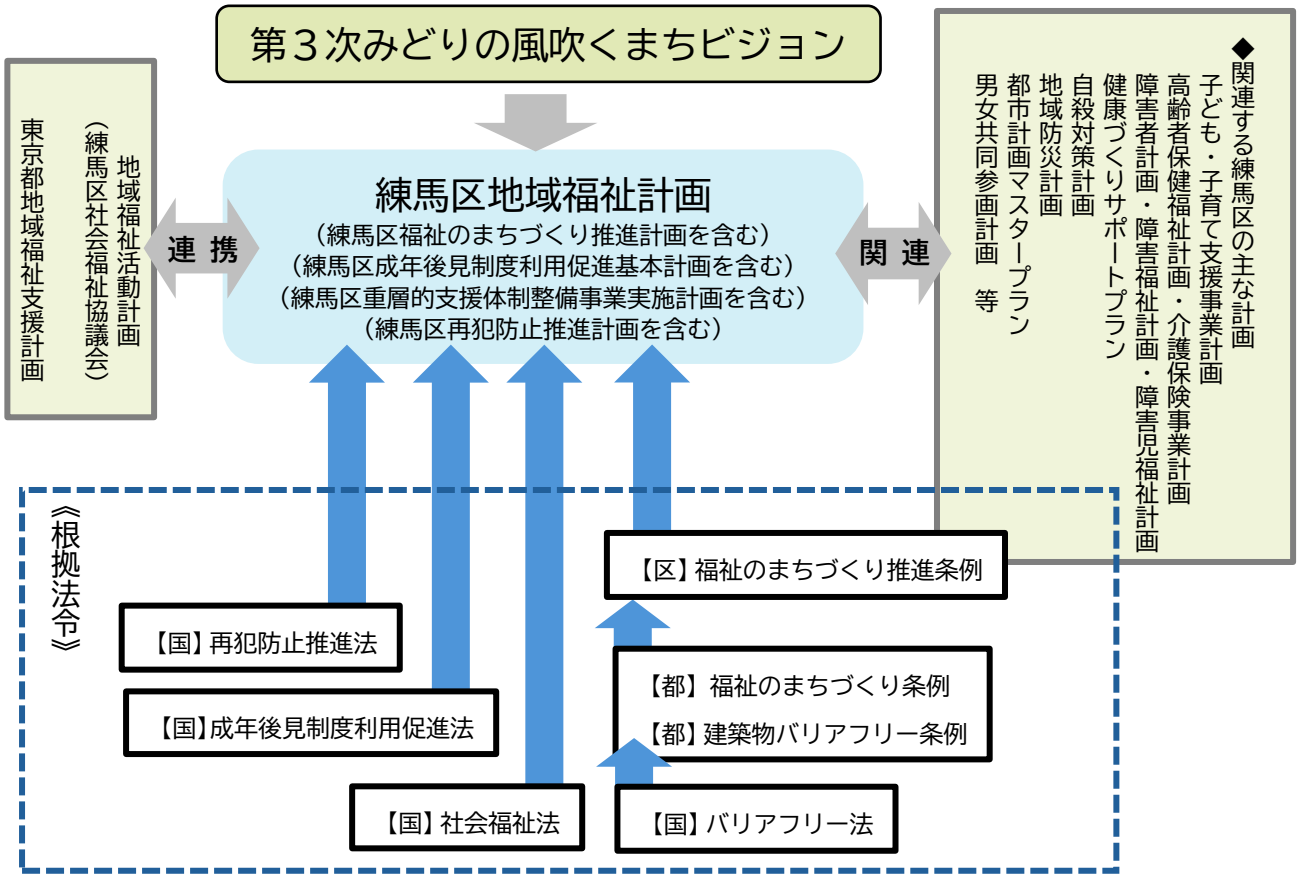

4　基本理念と基本方針

（1）基本理念

本計画の基本理念は、練馬区が実現すべき地域福祉の将来像として、つぎのとおり定めます。

誰もが安心して心豊かに暮らせるまち

（2）基本方針

基本理念のもと、練馬区の地域福祉の実現に向けて進めるべき施策の方針をつぎのとおりとします。

基本方針　1 **共感**	人や暮らしの多様性への「気づき」を広げ、多様な意見を取組に反映させます。
基本方針　2 **協働**	区、事業者および区民などが、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力して福祉のまちづくりを推進します。
基本方針　3 **安心**	区民一人ひとりが尊厳を持ち、穏やかに暮らせるよう、必要な支援を行います。

5 計画の期間

計画期間を令和７年度（2025 年度）から令和 10 年度（2028 年度）までの４年間とします。また、主な関連計画の計画期間は以下のとおりです。

主な関連計画の計画期間

計画名	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度
みどりの風吹くまちビジョン	平成 31～令和５年度		令和６～10 年度				
地域福祉計画	令和２～６年度			令和７～10 年度			
子ども・子育て支援事業計画	令和２～６年度			令和７～11 年度			
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	令和３～５年度		令和６～８年度			次期計画	
障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	令和３～８年度					次期計画	
健康づくりサポートプラン	令和２～６年度			令和７～10 年度			
自殺対策計画	平成 31～令和５年度		令和６～10 年度				
男女共同参画計画	令和２～６年度			令和７～11 年度			
地域福祉活動計画	令和２～６年度			令和７～10 年度			
東京都地域福祉支援計画	令和３～８年度					次期計画	